

関係者各位

さいたま市 浦和区 高砂 1-14-13
林業・木材製造業労働災害防止協会
埼玉県支部長 島崎 政敏

令和3年度 木材加工用機械作業主任者技能講習会開催のご案内

当支部の運営につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の講習会を下記により開催することになりましたので、受講希望者は、主催者宛お申込みください。

木材加工用機械作業主任者技能講習会実施要領

- 目的
事業者に対して、危険業務に労働者を就労させるときは、危険防止の為に労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生施行令第6条第6号並びに労働安全衛生規則第16条により、一定の木材加工用機械を使用している事業場においては、講習を修了した者を「作業主任者」として選任して作業につかせ、事業場内に掲示するよう労働安全衛生規則第18条により定められているため。
- 主催
林業・木材製造業労働災害防止協会 埼玉県支部長 島崎 政敏
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-14-13
(☎ 048-822-2569 Fax 048-824-0720)
- 日時
令和3年8月18日(水) 8:30受付 9:00~18:20 学科教育
19日(木) 8:30受付 9:00~18:20 学科教育
*** なお、2日目の17時20分から1時間、修了試験があります。**
- 講習科目 学科教育 (1) 木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識
(2) 木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識
(3) 木材加工用機械作業の方法に関する知識
(4) 関係法令
講師名 木村隆男
- 会場 「飯能市林業センター」
埼玉県飯能市阿須343-1 (電話 042-975-1545)
- 募集人員 30名予定 (定員になり次第締め切らせて頂きます)
- 受講証明 受講修了者には「労働安全衛生法による技能講習修了証」を交付します。
- 申込
(1) 申込書 (別添申込書に所要事項記入捺印の上、写真を貼付して申し込んでください)
(2) 写真 ヨコ 3.0cm×タテ 3.5cm (サイズは遵守してください)
(3) 受講料 1名当たり 14,300円 (消費税、テキスト代、修了証代を含む)
(4) 申込期限 令和3年8月11日(水)
(5) 受講の受付
受講申込書の事務局到着をもって受付とし、「申込確認票」を発行します。
(6) 受講料の送金について
「申込確認票」がお手許に届きましたら、記載されている期日までに指定の振込先宛にお振込ください。(振込後のキャンセルは出来かねますのでご注意ください)
- 個人情報保護法対応 ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し、本講習の目的以外には使用いたしません。
- その他
◇埼玉労働局長登録教習機関第49号 有効期間 平成31年3月31日~令和6年3月30日
◆木材加工用機械作業主任者を選任しなければならない事業場
・木材加工用機械を5台以上所有する事業場
・自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上所有する事業場
◆受講資格 (労働安全衛生規則第79条)
・木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
・その他厚生労働大臣が定める者
・職業訓練法に基づく所定の科目訓練を修了した者
・訓練科の掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練を修了した者
◆罰則
・違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
◆
・受講申込書の経験証明書に必ず事業主の証明印を受けてください。
・受講申込書の受講者氏名には必ず本人の捺印をしてください。
・受講申込書の写真には裏面に必ず氏名を記入し、貼付してください。